

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証、減額認定証、限度証の一斉更新について

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和6年7月31日で満了となるため、7月中に新しい保険証を送付します。

※新しい保険証は水色です。

※新しい保険証はお手元に届いた日から、すぐに使用できます。

※新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日までです。

■限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が令和6年7月31日で満了となるため、引き続き交付対象に該当する方は7月中に認定証を送付します。新たに必要となる方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、役場窓口へ申請してください。

※新しい認定証は橙色です。

※新しい認定証は8月1日から使用できます。

※新しい認定証の有効期限は、令和7年7月31日までです。

限度額適用・標準負担額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方とその方と同一世帯にいる被保険者の方

※後期高齢者医療制度の詳細については保険証に同封のパフレットをご覧ください。

※紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場窓口までお申し出ください。

※有効期限が令和6年7月31日と記載されている保険証などは、8月1日以降にハサミなどで裁断し破棄してください。

※令和6年12月2日以降は保険証に代わるものが交付されます。詳細は広報笑顔10月号にてお知らせします。

問合せ ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
・健康福祉課国保グループ ☎297072